

## 令和3年度 第1回

### 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会会議録（要約）

日 時：令和3年7月27日（火） 10時00分～12時30分

場 所：西宮市役所第二庁舎6階 B602会議室

出席者：【委員】直田春夫（会長）、梶泰享（副会長）、横田祥子、岡本孝子、中西一人、  
荒木信夫、福田章

【事務局】市民局長 大西貴之、コミュニティ推進部長 津田啓司、  
市民協働推進課長 松野歳之、同係長 岩元浩徳、同副主査 平賀由佳理、  
同副主査 黒木千聖

#### 1. 開会

大西市民局長挨拶。

（挨拶終了後、大西市民局長が他の公務のため退席。）

#### 2. 審議事項

議題1 会長及び副会長の選任について

西宮市附属機関条例第3条第1項にもとづき、委員の互選により、会長に直田春夫委員、副会長に梶泰享委員を選任した。

議題2 傍聴に関する取扱いについて

傍聴希望者なし。

議題3 令和2年度の参画の取組の検証について

○事務局

- ・パブリックコメント手続きの評価方法について説明。
- ・各案件の概要、意見提出期間、提出された意見数等について説明。

(1) 「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について（素案）

～指定袋制度の導入及び分別区分の見直し～」について

○直田会長

- ・まずは廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について審議を行う。
- ・内容の是非を議論する場ではないため、手続が参画と協働の基準に則って適正に行われているかという視点での審議をお願いしたい。
- ・ごみの問題については市民の関心が高く、今回のパブリックコメントでも多くの意見が寄せら

れている。それでは順番に意見を承りたい。

#### ○横田委員

- ・パブリックコメント全体的話として、ホームページや市の公式 LINE アカウントから簡単にパブリックコメントが提出できるようになったため、大変便利になったと思う。
- ・指定袋は家計に直結する内容なので、関心が非常に高かったのではないかな。
- ・表紙の左下に掲載されているポスターは、小中学生の描いたものと思われるが、それについての説明を加えた方が、子供たちの思いもあわせてアピールすることができたのではないかな。
- ・概要版はQ&A方式で大変分かりやすく、簡潔で読みやすかった。本編もグラフや表が用いられており、分かりやすかった。
- ・どの年代から意見が多く出ているかを知りたかったのだが、実施結果の資料の中で、意見提出者の年代別構成、地域別構成、職業別構成などの記載がなかった。
- ・指定袋の導入に対して大変多くの反対意見があったが、それに対して、燃やすごみの中に他のごみが混入していることや、資源回収量が減ってきていることなど、否定的な回答が多く見受けられた。環境のことを考えて、日々分別や資源回収に協力している市民も多くいるため、市民の取組を他市と比較した資料を出してほしかった。
- ・意見の反映ということで、指定袋について、大中小のサイズの他に、極小サイズを加えたということは評価できる。

#### ○事務局

- ・結果公表資料に意見提出者の年齢構成等が表示されていなかったという点について、数年前までは市民協働推進課作成の様式の中で年齢構成等の項目を設けていたが、平成 30 年の様式の見直しの際に削除した経緯がある。様式に属性情報を加えるか否かは改めて検討したい。

#### ○直田会長

- ・属性情報は一つの参考にはなるが、市民というよりもむしろ担当課にとって有意な情報であると思う。記載項目として加える必要性については慎重に検討していただきたい。

#### ○岡本委員

- ・ごみについて、市民はとても関心を持っている。
- ・指定袋については、高齢の方が覚えられないのではと案じている。また、ボランティアでごみ出しを行っている人もいるが、今後どこまで手伝ってもらえるのか不安に思う。
- ・今回の素案はかなり内容が固まっていたようだが、素案を読んで変えてほしいという意見が多くあった。燃やすごみについては令和 4 年度から指定袋制度が始まるが、令和 8 年度から実施する内容については、もう少し時間をかけて検討してもいいのではと感じた。

#### ○中西委員

- ・参画の取組状況・自己評価書の「市民参画の機会確保」欄に、広報の方法として、「記者発表等のメディアへの公表」という項目を入れてはどうか。そのうち何社に取り上げられたかも合わせて入れるとメディアの注目度が分かる。コストをかけずに広報できるという利点もあるため、メディアへの公表を必須とするか否かは別としても、評価の指標にしていくことは必要と考える。
- ・案件名について、なぜこのような見出しにしたのかが分からない。条例の改正と訴えながら、本編に条例改正案として書かれている部分は数行程度である。指定袋の導入及び分別区分の見

直しについて皆さんの意見をお聴きし、その結果として条例改正が必要というスタンスだと思うが、順序が逆になっていないか。

- ・ 審議会との関係について、資料内の素案策定の経緯によると、西宮市廃棄物減量推進部会におけるパブリックコメント実施前の素案の内容確認については記載されているが、実施結果に関する記載が見当たらない。この点について審議会との関係をどのように考えているのか。
- ・ 公表資料について、指定袋を導入するための理屈付けが分かりにくい。概要版には、十分な再資源化ができていないことを理由として指定袋を導入すると書かれているが、私の中でその理由と指定袋の導入が結び付かなかった。市民がストレートに理解できるような概要版を作成すればよかったのではと思う。
- ・ 概要版に、美化企画課・施設管理課・施設整備課の3課が問合せ先として記載されているが、どの部署に同じ質問を投げても同じ回答が得られる体制でないのであれば、代表の部署を決めるか、役割分担をきちんと書く方がいいと思う。
- ・ 実施結果の回答について、丁寧さに欠けると感じた。非常に多くの意見があるため、同様の内容に対してまとめて答えることは理解できるが、同じ回答の中に異なる回答分類が混在している部分があった。例えば、回答分類①は「提出された意見は素案に記載済みの内容」、④は「意見の反映や対応が困難または市の考え方と方向性が合致しない内容」となっているが、①と④を同じ回答として返すのは粗略と言わざるを得ない。
- ・ 修正箇所対応表について、①現状、②素案の見直し案、③意見を踏まえた見直し案と3段の表になっているが、一覧してどのように変更したかが分かりにくい。また、意見を踏まえた見直し案の中に「共通指定袋」という用語が初めて出てくるが、定義が書かれていない。もう少し丁寧さが必要ではなかったか。

#### ○事務局

- ・ 審議会との関係について、今回委員に配布している素案資料はパブリックコメント実施前のものであることから、素案策定の経緯には実施結果に関して記載されていない。

#### ○福田委員

- ・ これだけ多くの意見が出ていることに驚きを感じた。
- ・ 市全体で見ると、生活系ごみ以外では事業系ごみが大きなウエイトを占めていると思うが、事業系ごみについて資料のどこに記載されているかが分かりにくく感じた。
- ・ 意見を提出した人に返事はしているのか。

#### ○事務局

- ・ 公表資料をもつての回答となるため、意見提出者への個別の返事は行っていない。

#### ○中西委員

- ・ 概要版の表紙に事業系ごみ指定袋の案が表示されている。

#### ○荒木委員

- ・ 本編の3ページには事業系ごみ排出量のデータが掲載されている。

#### ○福田委員

- ・ 今回の審議とは直接関係のないことであるが、廃棄する食品を液体に変換する機械がある。そのような機械をスーパーや病院が採用すれば、大幅なごみの削減につながるのではないか。

#### ○荒木委員

- ・パブリックコメントの実施について、色々な意見はあると思うが、私としては標準的なものという印象を受けた。
- ・実施結果について、「この施策を推進した結果、ごみがどれだけ減ったのかという施策の効果を定量的に示してほしい」という意見に対して、「ごみの排出状況の実績は毎年公表している」という回答が合っていないと感じた。

#### ○梶副会長

- ・市民の参画機会の確保について、最初から結論ありきのような形で素案が出てきているが、ごみに関しては一人一人の生活に関わる問題であり、意見が多く出るのは当然だと思う。例え結論が一緒になったとしても、パブリックコメントを行う前の段階で説明会やアンケート等を通じて広く市民の意見を聴き、そこに丁寧に答えたいうえで素案を作った方がよかったと思われる。
- ・公表資料と実施結果について、市としてはこの内容で進めていくということであり、この内容と答え方で問題ないと思う。

#### ○直田会長

- ・ごみについては市民の関心が非常に高く、様々なデータを踏まえたレベルの高い意見が多く寄せられている。生半可な回答では対応できないと思う。
- ・意見を聴く流れとしては、定められた方式に則って行われている。意見を聴く方法については様々な考え方があがるが、コストの問題も絡んでくるため一概には言えない。案を作る前、案が少し固まった段階でそれぞれ意見を聴き、それを修正して意見を聴いてということは何度も繰り返していけばそれなりに納得できるものが出来上がるかもしれない。しかし、そこまで実施するのは現実的に難しいため、コストパフォーマンスを上げながら、どこまで参画の機会を設けるかということの検討が必要となる。
- ・パブリックコメントの実施にあたり、市は徹底的な議論を経て案を作成しており、その点は認められるべきであるが、その分内容の修正が難しいということがあるのかもしれない。
- ・パブリックコメントのような代表的な方法だけでなく、説明会やアンケート等、多様な方法を重ねて意見を聴いていくことが必要なテーマもある。特にごみ処理は市民の協力が無いとうまく運営できないため、市民がある程度納得できるような進め方が必要である。ごみ処理に関してはそのような経験を積んでいると思うので、それなりの仕組みを作っているのではないか。
- ・概要版はみやたんのQ&A形式としているが、みやたんの回答の台詞が全て「～だよ」となっている部分が画一的であるように感じた。親しみやすいという理由でこのような表記にしていると思うが、全てこれにしてしまうと逆に頭に入りにくい。また、「令和8年度スタート」との表記があるが、元号が昭和、平成、令和と変化してきている中で、これが今から何年後のことかすぐに思い浮かばない。西暦と併記した方が直観的に分かりやすい。
- ・実施結果について、非常に多くの意見に対して真面目に答えている印象は受けたが、中西委員の意見にあったように、同じ回答の中に回答分類①と④が混在しているというのは非常に分かりにくい。順番を整理する等、表記を工夫すればもっと明確になるのではないか。また、回答分類そのものが一目で分かりにくいいため、表記や考え方の区別がつくように整理してはどうか。

- ・修正箇所対応表についても、3つの表の違いや共通指定袋のことが分かりにくく、読み込むのに苦労した。もう少し工夫がほしかった。

○直田会長

- ・各委員からの意見を振り返る。
- ・市民のごみに対する関心がとても高く、多様でデータに基づくレベルの高い意見が数多く出てきた。
- ・実施結果について、1つの回答に異なる回答分類が混在している箇所が見受けられ、また、回答分類自体が分かりにくいいため整理すべきという意見もあった。
- ・パブリックコメントを実施するタイミングについて、今の仕組みでは原案が固まった段階での実施が一般的であることから、それ以前の段階で必要に応じて別の方法で意見を聴取するという工夫がテーマによって必要である。
- ・実施結果について、回答の丁寧さや表現についての意見も出たが、一人一人の意見に対して回答することは困難であり、表現についても決定している部分は明確に書かなければならないため、丁寧さに欠けるという声が出るのはやむを得ないと思われる。
- ・「参画の取組状況・自己評価書」について、中西委員からの意見にあったとおり、メディアへの公表という項目を加えた方がいいのではないかと。メディアは市民に対するPR効果が高く、コストもかからないので、メリットが大きい。
- ・主要な意見は以上であった。

○評価

【案件名】 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について（素案）  
～指定袋制度の導入及び分別区分の見直し～

【担当課】 美化企画課・施設管理課・施設整備課

評価項目	委員の平均点	全評価項目の平均点	総合評価
市民の参画機会の確保・広報	3.4点	3.6点	B
パブリックコメントの公表資料	3.9点		
実施結果	3.4点		

(2)「西宮市生涯学習推進計画（素案）」について

○梶副会長

- ・市民の参画機会の確保について、策定委員会以外にアンケート等の様々な方法で調査を行い、その結果をもとに策定委員会で審議したうえで案を作成している点が評価できる。
- ・公表資料について、生涯学習は勉強するというイメージが強く、その機会の確保という観点になりがちだが、この計画には生涯学習を中心に地域づくりをするという考えが根底としてあるため、その部分をもう少し表に出してもよかったのではないかと。また、青少年愛護協議会やスポーツ21、公民館等、様々な組織や施策等をまとめて書いているため、資料としては少し分かりにくい印象を受けたが、それらのネットワークづくりという縦割りの行政にとって困難な目

標を掲げている点が期待できることから、分かりにくさと期待を差し引きした評価としている。

○荒木委員

- ・計画の進捗管理を行政の中だけで括ろうとしている感じがあり、市民から計画のフィードバックをする仕組みがない。地域づくりやまちづくりを目標にしているのであれば、その部分が必要ではないか。
- ・アンケート調査等を行ったことが本編に書かれているが、どのような意見があったのかが全く記載されていない。これでは意見を汲み上げたことにならないのではと感じた。
- ・実施結果について、特に問題は見当たらない。

○福田委員

- ・生涯学習という非常に幅広い内容について、全体的によくまとめられているという印象を受けた。

○中西委員

- ・市民の参画機会の確保について、公民館等で生涯学習を進めている方々を参加者とするワークショップを展開することもできたのではないだろうか。
- ・本編に、アンケート、施設調査、推進員会調査、市政モニター調査を実施したと記載されているが、意見の内容が示されていないのは問題である。都合の良い意見だけを引っ張ってきたのではないかと思われてしまう可能性があるため、アンケート等の内容と結果については資料編として掲載した方がよい。
- ・公表資料の文字の大きさについて、高齢化が進んでいることもあり、市として参画と協働を進めるにあたり、12ポイント以上にする等の取り決めをしてもいい時代に来ていると思う。書体についても、ユニバーサルデザインのUDフォントというものがある。教科書でも使用されてきているので、そのように推進していくことが今後必要ではないか。
- ・実施結果については、丁寧に回答されていると感じた。意見提出者の年代別構成・校区别構成等も非常に見やすかった。意見提出者の分析は、行政が施策を展開するために行うものだが、このように公表資料に掲載することは、きちんと分析していること、分析していくということを示す機会になっており、意味のあることだと思う。

○岡本委員

- ・文教住宅都市を謳っている西宮市では、生涯学習の基礎作りに長い間取り組まれている。
- ・宮水学園は、参加者が固定化していて新しい人が入りにくい状況であると聞いている。参加したい人がいつでも参加できる、楽しみながら学びを続けていける方法を検討してもらいたい。
- ・高齢化が進み、若い人達が継続して団体に留まってくれないという課題もある。若い人の発想力や行動力は目を見張るものがある。若い世代を取り込んでいくことで、もっと違う社会が見えてくるのではと思う。

○横田委員

- ・様々な施設への資料の配架や、アンケートや市政モニター等の取組など、参画に対する意欲が感じられる。一方、関係団体への資料配布について、PTAや聴覚・言語障害者協会、公民館推進員会等には配布されているが、老人クラブ等の高齢者団体に配布されていない点については疑問を感じた。

- ・公表資料に関して、表紙が緑色の色紙に黒い印字となっているが、高齢者にとっては見づらいつと思われる。明るい未来を予測させるような、明るい色の用紙を使用した方がよかつたのではないか。本編は同じような内容が重複して書かれている部分があり、もう少し簡潔にまとめられたのではないかと思う。
- ・実施結果について、意見提出者 44 人のうち 50 歳代以上が 33 人というのは、生涯学習＝高齢者の学習と捉えられていることの表れではないか。
- ・表紙を含めて、まちづくりや人の輪づくりなど、もっと啓発的な内容であればよかつたと思う。また、様々な団体が普段行われていること自体が生涯学習につながるというような啓発も必要ではないかと思う。
- ・実施結果については、丁寧に回答されていてよかつたと思う。修正箇所対応表も、丁寧にとても分かりやすかつた。

#### ○直田会長

- ・生涯学習についても市民の関心が高く、非常に多くの意見が出ている。専門的な内容や良い意見も多く、それに対する市の回答も適切であつた。
- ・生涯学習審議会で議論されてきたとあるが、生涯学習に関する専門的な委員会が幾つかあると思われるため、そのような委員会を通して意見を聴いたのか、各委員会委員が生涯学習審議会にも参加していたのかという点が気になった。
- ・生涯学習を地域づくりという形で捉えている点は非常に大事なことで、生涯学習で得られた成果を地域に持ち帰る、あるいは学んだ人が先生になって次の世代に教えていくという仕組みを機能させる必要があるということが資料に書き込まれており、とても良い方向性が示されていると感じた。
- ・文字の大きさに関して意見が出たが、例えば文字を大きくすると資料のページ数が増えてしまうため、そのあたりの兼ね合いが難しい。本編は全体的に見やすく、市の考えがきちんと伝わる内容になっている。
- ・参加者の固定化・高齢化はどこでも大きな問題になっており、パブリックコメントやそれ以前の意見聴取の中で、事前段階で若い人も含めて様々な意見を聴くことが大事である。今回は障害のある人を含めて幅広い層から意見を聴いており、評価できる取組となっている。
- ・アンケートの結果が示されていないという意見があつた。他の組織や団体等でも活用できる貴重なデータであり、公表すべきと思われる。アンケート結果をそのまま掲載するとかなりのボリュームになるので、資料編として表形式でまとめたものをホームページ等で見られるようにすればいいと思う。

○評価

【案件名】 西宮市生涯学習推進計画（素案）

【担当課】 生涯学習企画課

評価項目	委員の平均点	全評価項目の平均点	総合評価
市民の参画機会の確保・広報	3.7点	3.6点	B
パブリックコメントの公表資料	3.4点		
実施結果	3.6点		

議題4 令和2年度の協働の取組の検証について

（令和2年度未来づくりパートナー事業（自由提案型・テーマ設定型））

○事務局

- ・未来づくりパートナー事業とその評価方法について説明。

(1) 「室町時代のご当地曲 能「西宮」を謡おう！」について

○横田委員

- ・事業内容については、一般の方にとって馴染みの薄い古典芸能を体験できる機会を提供するものであり、また、緊急事態宣言の発出や大きな声を出すことが憚られる状況の中で、一生懸命工夫して事業をやり遂げられた点が評価できる。
- ・コロナの影響による内容変更等、様々な困難があったようだが、市と相談しながら、一緒に頑張って実施した様子が伝わってきたため、協働についても評価できる。
- ・費用対効果の面から考えると、参加人数が限られており、また、主催団体の内部講師への謝金が多いように感じた。伝統芸能を一般の方々に浸透させるためには、時間も費用もかかるため、すぐに成果を出すのは難しいと思うが、費用対効果の面から、事業の成果については評価を低くしている。
- ・作成書類については、大変丁寧で評価できる。

○岡本委員

- ・ご当地曲である能「西宮」を謡うという内容について、初めて聞く内容であり、皆さんに伝わりにくいのではないかと感じていたが、企画内容が詳しく記載されており、また、謡いの様子や道具等の説明も記載されるなど、分かりやすい資料が作成されていた。令和3年度に実施している2年目の取組にも期待している。

○中西委員

- ・伝統芸能をテーマとした、西宮らしい取組だと感じた。伝統芸能に限らず、様々な芸術関係の協働事業が今後生まれてくれば、担当課の苦労はあるかもしれないが、さらに面白くなるのではないと思う。
- ・内部講師への謝金については、事業費総額の2割を上限とし、かつ、1回あたりを1万円とする規定がある。収支決算書の内訳に記載されている金額について、規定の範囲内に収ま



っているとは思うが、そのことがはっきりと分かるような記載様式が必要と考える。

- ・次の事業にも当てはまることだが、提案書の「提案事業の実施体制」欄の記載について、実行委員長・会計・広報等、提案団体内部における具体的な役割と担当者名が記載されていないのは不適切である。提案書を受け付ける際には、それぞれの役割と氏名を記載するように提案団体に対して指示すべきではないか。

#### ○福田委員

- ・インバウンド（訪日外国人観光客）向けにこの事業内容をアレンジされてはどうか。現在は新型コロナウイルス感染症の影響で停滞しているが、内容を簡潔にし、資料もインバウンド向けに作り直して実施すれば、将来的に西宮市にインバウンドを呼び込むひとつの手段になると考える。

#### ○荒木委員

- ・事業内容については非常によくできている。
- ・協働について、市と協働する意義があまり明確でなく、市がお金を出しているだけのように見える。
- ・事業の成果について、提案書の「現状と課題」欄に「未来への意識を高めることが必要である」と記載されているが、それに対して答えを出すという観点が欠けているように感じた。
- ・作成書類について、参加者向けのテキストは非常によくできていた。一方、事業報告書と収支決算書でワークショップの参加人数が一致していないことや、「ワークショップ」と「練習会」の言葉の使い分けが分かりにくいなど、細かいところで行き届いていないという印象を受けた。
- ・事業報告書に、参加者の意見や感想の記載があればよかった。

#### ○梶副会長

- ・自己評価シートの「協働して良かったこと」の提案団体側の欄に、「西宮ゆかりの施設や団体でも事業への理解が得やすく、会場利用や広報にも前向きな協力がもられた」という記載がある。個人で依頼すると断られることが多い場面でも、市が入ることで非常に動きやすくなることがある。広報面でも、市がバックにいると人を集めやすいということはあると思う。本来、協働は5：5の割合で実施するべきかもしれないが、例えば9：1くらいの割合で団体と市が役割分担をしていたとしても、市が1を負担しているだけで違ってくるという意味で、協働について評価したいと思う。
- ・事業内容について、アンケートの結果が少し分かりにくかった。実施回ごとに意見を分けてもらった方が、より良い評価ができたと思う。ただ、内容としては非常によかったため、全体的に高く評価している。

#### ○直田会長

- ・本事業については、皆さん高く評価されていると感じた。
- ・報償費の内訳についても、協働事業提案審査会からの事前質問に対して詳細に回答されていた。
- ・市内在住の芸術家やアーティストの方々と協働し、市民に対して体験の機会を提供する仕組みは非常に大切であり、コスト的にも比較的妥当な線で実施できるという利点もある。
- ・ご当地の歴史的な芸術を再現し、市民に体験してもらうことは、都市アイデンティティの面で

も非常に大きな意味があり、先ほどインバウンドに対してという意見もあったが、海外に対しても強くアピールできる力を持っている。

- ・協働についても、重要な点を押さえた形で実施されており、妥当であると考え。
- ・アンケートについてはもう少し丁寧に、せめてワークショップと発表会の2回くらいに分けて行っていれば、協働の実が上がったのかということが分かりやすかったように思う。

○事務局

- ・この事業は、今年度が2年目の取組として既に開始している。本日いただいた意見を団体と関係課にそれぞれ伝え、事業の実施に生かしていただく。

○評価

【事業名】 室町時代のご当地曲 能「西宮」を謡おう！

【実施団体】 能「西宮」を謡おう！実行委員会

【関係課】 文化振興課

評価項目	委員の平均点	全評価項目の平均点	総合評価
事業内容	4.1点	3.8点	B
協働	3.7点		
事業の成果	3.7点		
作成書類	3.7点		

(2) 「もうひとつの両親学級～2人で子育て、みんなで子育て～」について

○梶副会長

- ・事業内容について、単発のイベントではなく常時実施していくべき内容であり、方向性が少し違うように感じた。
- ・協働について、市側の自己評価が低くなっている。提案団体からの要望に対して、関係課が有するノウハウやスキルを事業に取り入れようとする、もっと話し合いが必要だったのではないかと。先ほどの能の事業は、団体の役割分担の割合が高いものうまく協働できた事例であるが、本事業については、例えば4：6くらいの割合で協働しようとしたものが、事前の打ち合わせが不十分であったためにうまくいかなかったのではないかと見受けられる。

○荒木委員

- ・事業内容は、今の社会的ニーズに合っていると思う。
- ・協働について、関係課3課がうまく連携しながら市として対応することができていなかったため、厳しい評価になっている。3つの課が関係課となり、それぞれお互いに連携しながら進めていくのは難しいため、どこか1つの課がメインの窓口となり、内部で連絡するような体制を取ったほうがよかったのではないかと。
- ・事業の成果について、提案書にサンキューメールを送る旨の記載があったが、実施状況がわからなかった。

- ・収支決算書の印刷製本費の予算額が当初の予算書と数字が違っている。これをそのまま認めている市にも問題がある。配布資料についてはよくできていると思う。

#### ○事務局

- ・印刷製本費の予算額についてはこちらの確認不足であった。
- ・協働に対する市の自己評価が低いという点について、荒木委員の発言にもあったとおり、3つの課が並行して進める方法にそもそも無理があり、コロナ禍で対面による話し合いが難しかったということも相まって、協働がうまくいかなかったのではないかと感じている。この点については今後の課題として、協働がうまくいくような形をしっかりと検討したい。

#### ○福田委員

- ・事業内容は非常に豊富で、参加者にとっても今後の参考になったと思うが、今回は1回だけの実施であり、継続しなければ定着しにくいのではないかと感じた。

#### ○中西委員

- ・荒木委員の意見にもあったように、市の内部における協働体制をしっかりと構築しておく必要がある。
- ・前年度の事業内容を確認したが、今回の事業との違いが分からなかった。未来づくりパートナー事業は最長3年間継続して実施することが可能となっているが、当初の提案時に3か年計画のストーリーを示してもらう必要があるのではないか。本事業については特にそのように感じた。3か年の間に、どのようなスケジューリングで効果を高めていくのか、また、それに向けて市とどのような協働をしていきたいのかということが分かるように提案書に記載してもらってはどうか。

#### ○岡本委員

- ・多くの方に受け入れられる事業内容だと思う。
- ・私の地域では、ママ同士の友だちづくりを目的として、社会福祉協議会が「エンゼルぷらざ」という子育て事業を実施している。月に1回実施されており、参加費は全て無料となっている。歯の話や育児相談、読み聞かせ、エアロビ、子供の手形作り、クリスマスのリース作り等、季節に合わせた企画が地域のママたちに好評で参加者も多い。私の地域では転入が多く、転入されてきた新米ママたちは、まず公民館に子育て支援があるかということを開きに来られる。このように地域では無料で実施している事業もあるため、あまり費用をかける必要はないのではと感じた。講師の方に薄謝をお渡ししているが、参加者には無料で楽しんでいただいております、そのような方法もあるということを紹介しておきたい。

#### ○横田委員

- ・事業内容としては、不安の大きい妊婦に様々な楽しいコーナーを提供し、あたたかい雰囲気で開催されていたとのことで、参加者のアンケートでも高い満足度となっていた。コロナ禍で、様々な状況を想定した準備は大変だったと思われるが、無事に実施されたということによかったと思う。
- ・協働について、他の委員からも指摘されているように、色々な意味できちんとできていなかったと思われる。
- ・事業の成果について、参加者8組15人に対して、事業費が総額で約29万円かかっており、1人あたり約2万円の費用がかかっている計算になる。事業内容は良いと思うが、もう少し多く

の方に参加していただける方法があったのではないかと。また、相談コーナーの時間を延長したということだったが、事前に相談内容を受け付け、当日に回答するような方法を取ることもできたのではないかと思う。

- ・作成書類については、見取り図や写真、アンケート等、丁寧に作成されていると思うが、配布資料の中に主催団体のPR内容が非常に多く、普段の活動に勧誘するための事業という要素もあるように思えた。また、市の子育て施設やコンシェルジュ等の紹介はあったが、地域の民生委員、社協の子育てサロン等の取組、地域のボランティアセンター等の紹介がなかったことは残念に感じた。
- ・事業報告書の記載に西暦と和暦が混在しているが、併記した方がいいのではないかと。

○直田会長

- ・本事業については、協働の部分に少し問題がありそうだという指摘があった。3課が関わるため、意思疎通が取りにくいことがひとつの原因ではないかという意見もあった。特に、市側の協働に対する評価が低く、様々な課題が挙げられているが、例えば、「事業内容の見直しが必要だと感じた」という記載に関して言うと、このような内容は事後の評価時に記載することではなく、修正すべき点があれば、事業の実施前に提案団体と議論を重ねて改善していくことが必要であり、それが本当の意味の協働ではないかと思う。事前協議の際は、提案をそのまま通すのではなく、そこにどれだけの付加価値をつけられるかということは、行政の手腕にかかっている。

○梶副会長

- ・一点市に確認したい。横田委員の発言にもあったが、当日の講座レジュメの中にある協力団体や個人のPRの部分をどこまで認めるのか。各団体と個人の紹介がかなり詳しく記載されていることに対して違和感がある。

○直田会長

- ・この点に関して、基準等は設けられているのか。

○梶副会長

- ・このような資料はあまり見たことがない。主催団体に関する紹介と、協力団体の名前だけの記載という形はあると思うが、今回の内容は具体的なコマーシャルになっているため、このような形での記載を果たしてどこまで認めるのかというところが気になった。

○事務局

- ・現時点では基準を設けていない。ご意見を踏まえ、このような形での紹介について問題がないか内部で検討したい。

○直田会長

- ・連絡先やホームページを掲載することは、責任を取るという意味もあるため、それ自体が悪いわけではない。グレーゾーンでもあると思うので、どのように判断するかはケースバイケースになると思う。今後、検討をお願いしたい。

○事務局

- ・本事業の目的として、情報をあまり持っていない妊産婦とそのパートナーに様々な支援先を紹介し、つなぐということがあるため、この資料を見れば支援先がすぐに分かるように連絡先等を載せていると思われる。一方で、それが団体等の商売につながるという側面もあるため、そ

の点については慎重に検討していきたい。

○直田会長

- ・通常、助産師の連絡先等の情報はあまりないので、記載されていると便利かもしれない。ただし、写真家の情報が記載されていることについては疑問が残る。

○評価

【事業名】 もうひとつの両親学級～2人で子育て、みんなで子育て～

【実施団体】 特定非営利活動法人 a little

【関係課】 男女共同参画推進課、地域保健課、子育て総合センター

評価項目	委員の平均点	全評価項目の平均点	総合評価
事業内容	3.3点	2.9点	C
協働	2.6点		
事業の成果	2.7点		
作成書類	3.0点		

### 3. 報告事項

報告1 令和2年度未来づくりパートナー事業（地域力向上型）について

○事務局

- ・未来づくりパートナー事業（地域力向上型）制度概要について説明。

報告2 令和2年度西宮市参画と協働のまちづくり取組状況報告書について

○事務局

- ・令和2年度西宮市参画と協働のまちづくり取組状況報告書について説明。

○中西委員

- ・計画の策定にかかる参画の取組について、本来パブリックコメントを実施すべきであるのに実施していない案件はないか。例えば、令和2年6月に策定された「西宮市国土強靱化地域計画」ではパブリックコメントが実施されていないが、この計画については実施が必要だと考える。また、令和元年度には「西宮市地域福祉計画（第3期）補足版」が策定されている。こちらは「補足版」というタイトルだが、社会福祉法の一部改正を受けて地域福祉計画の内容を変更するものであり、これについてもパブリックコメントを実施してもいい内容ではないかと思う。このように、計画の策定にあたってパブリックコメントを実施していない案件が本当に存在しないのかということを、市民協働推進課としてどのように把握していくのかは今後の課題だと思う。
- ・次に、附属機関について、「過去1年間に活動実績があった附属機関数」の記載があるが、母数が分からないため、休眠機関の有無が分からない。また、公募委員の選任について、公募制を導入

していない機関が約7割となっている。西宮市附属機関条例において各機関の委員構成が定められているが、「市民」の区分が定められていないものについては、所管課が公募委員を置かなくてもいいと考えている可能性がある。

- ・本日の議題3で審議を行った案件「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正」に関連する「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」について、その部会として「西宮市廃棄物減量推進部会」が置かれている。附属機関条例ではパートナーシップ会議に部会を置くことができるということは定められていない。さらに、部会の構成員にはパートナーシップ会議委員の他に「事業所関係」と「行政関係」の委員が入っているが、その根拠がない。参画と協働を進めるにあたっては、ルールに則って行う必要があると思う。
- ・また、「西宮市産業振興審議会」は、附属機関条例では委員総数の上限が20名と規定されているところ、現員は6名となっている。上限に対する現員数があまりにも少ない。審議会を設置した当初の状況と現状が変わってきていることがその理由と推察されるが、今後の見直しが必要と思われる。
- ・当委員会のあり方に関して、先に2件のパブリックコメント実施案件にかかる個別評価を行ったが、全体評価をどのように行うかという点について検討が必要と思われる。仮に、昨年度パブリックコメントを実施した9件についての評価を行う場合、意見提出件数だけでなく、他の評価指標があると思う。例えば、計画の策定委員会の設置の有無等、各案件の参画の取組状況・自己評価書に記載されている内容をもとに評価するというのも必要ではないか。
- ・次に、当委員会からの答申が庁内でどのように共有されているのかということがある。個別の案件に対する意見はそれぞれの担当課に伝えられると思うが、当委員会で行われた議論の内容は庁内全体でどのように共有されているのか。

#### ○事務局

- ・全庁的に共有する仕組みはない。

#### ○中西委員

- ・今後の条例改正にも関わることだと思うが、政策調整会議や総括室長会議の場で担当部局からパブリックコメントの実施における留意点等を発表し、全庁的に共有するような仕組みを作らなければ、同じことが繰り返されるのではないか。
- ・参画協働条例自体の問題として、市内部における推進体制が条例に明記されていないことが挙げられる。例えば、参画と協働の推進本部があり、そこから働きかけていくというような位置付けがされていない。さらに、参画と協働を進めていくためには、条例改正だけでなく、市民との情報の非対称性を解消するために、市はできる限りの情報を出し、市民はそれを学ぶという姿勢が必要になってくる。そこには市民に対する広報体制をどのように整備するかということが大きく関わってくるため、そのあたりのことも含めて条例改正についてご検討いただきたい。
- ・公務員の世界でも進んできている、市の職員としての身分を持ちながら、NPOや民間団体等のいわゆる公益的な事業に従事するダブルワークの仕組みに関して、人事関係のルールの整備も含めて今後検討を進めていけば、西宮市の参画と協働はより良いものになるのではないか。

#### ○直田会長

- ・非常に本質をついた意見を数多くいただいた。

○事務局

- ・ご意見は今後の参考にさせていただきたい。
- ・「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」に関して、附属機関条例において「部会を置くことができる」と規定されている。また、「部会に属すべき委員は会長が指名」と規定されているが、今回はその審議会に属していない人が部会に参加していたことになっている。この点について、オブザーバーとしての参加であったことを所管課から確認している。

○中西委員

- ・それならば、構成表に「オブザーバー」と記載するべきであった。

○事務局

- ・「西宮市国土強靱化地域計画」は、市の部門別計画に位置付けられているが、パブリックコメントを実施していない。計画の内容としては他の様々な計画の国土強靱化に関係する要素を集めたものであり、各計画においてパブリックコメントが実施されているため、一定意見は聴取できているという認識のもとでパブリックコメントを実施しなかったと所管課から聞いている。市民協働推進課で全ての情報を把握することは難しいが、参画協働条例で定める実施条件に該当する案件については、パブリックコメントを実施する方向で指導するように努めたい。

○直田会長

- ・国土強靱化地域計画については、期限がタイトに定められている関係で、パブリックコメントを実施する時間的な余裕がなかったという可能性もある。
- ・参画協働条例において、「市政の基本的な計画等の策定及び変更」に該当する場合は、原則パブリックコメントの実施が必要と規定されている。先ほどの「西宮市国土強靱化地域計画」は該当すると想定されるため、実施が必要と思われる。
- ・西宮市では自治基本条例は制定されていないが、最上位に位置付けられる条例の中でパブリックコメントの実施条件について規定されていれば、実施しなければならないというインセンティブにつながる可能性が高い。
- ・中西委員の発言にあったが、例えば、公募制を導入していない理由等は、もう少し詳細に取組状況報告書に記載すべきだと思う。また、どの審議会が該当しているのかという情報があるとより考えやすい。
- ・県内の市で、「都市計画審議会」に市民委員が入っていないところがあり、担当に理由を聞いたことがある。「都市計画審議会」で審議する内容は確かに専門的ではあるが、専門知識を有していなければ審議に加われないというわけではない。実のところ公募制を導入しない理由にきちんと該当する審議会は非常に少なく、「高度の専門的事項を審査、審議」と言いながら、さほど高度でない場合もある。取組状況報告書には、公募制を導入していない審議会の内訳を並べ、今一度見直す必要があると思う。
- ・会議を公開していない理由についても、個別に見ると記載されている理由に該当しない審議会が数多くあるはずであり、この点についても見直しが必要である。
- ・会議が非公開であるため開催日時等を事前公表しないということについても、非公開の会議であっても委員への報酬や会場の使用料等に公費を充てているため、開催することや開催したことを公表しないというのは、行政として適切な対応ではない。会議自体は非公開であっても、開催場所等を公表することで、非公開とするものの妥当性について市民からのチェックが働くことにな

る。会議録についても、たとえ内容は非公開であったとしても、記録は残しているということがあってこそ法治国家と言えるため、きちんと点検していく必要がある。

○中西委員

- ・会議録は 56%の機関において公表されているが、西宮市では会議資料が公開されていない。可能であれば会議資料の事前公開を行い、それを見てもらったうえで会議の傍聴を呼びかけるような流れが本来あるべきだと思う。会議資料そのものが事前に公開されておらず、また事後にも公開されていないため、会議録を読んでも審議内容が理解できない。そのあたりも、今後の条例改正の際にご検討いただければと思う。

○直田会長

- ・会議資料の事前公開については、資料の内容変更の可能性がある等の事情から難しいかもしれない。

○中西委員

- ・事前公開している自治体も多くある。

○直田会長

- ・議題は事前に公開すべきであり、公開可能な資料についても事前公開が望ましい。また、少なくとも開催日以降は全ての資料を公開するという点では国が進んでいる。議事録の公開が早く、膨大な資料も添付されているため、議論の内容がよく分かる。自治体でそのようなことを全て行うのは経費がかかるため、どこまでできるかというところはあるが、データはデジタル化されているものがほとんどなので、公開すること自体はそれほど手間ではないと思う。公開があつてこそ参画と協働と言える。

○事務局

- ・以前は附属機関の取組についてとりまとめた内容を公表していなかったが、取組が不十分であったため、平成 29 年度分からこのような形で公表を行っている。
- ・公募委員の数については平成 29 年度の調査時が 36 名、令和 2 年度が 39 名であり、それほど大きく変化していない。庁内で毎年調査を実施しているが、指導までは十分に手が回っていないため、本日もいただいた意見をもとに、今後の条例に基づく各取組の検証・見直しの中で、どのように取り組むべきかについてじっくり検討していきたい。

○直田会長

- ・丹波市では、自治基本条例の中に情報共有について明記されている。職員研修では、このようなデータについて公開すべきか非公開とすべきかという議論が行われ、そこで出た様々な意見をもとに、公開の可否について仕分けが行われている。このようにベースとなる条例があれば、体系立てて理解しやすくなるかもしれない。西宮市にも情報公開条例は存在するが、それは請求があつた際の手続きを規定しているものであり、市民と一緒に行政情報や貴重なまちづくり情報を共有することを定義しているわけではないと思う。やはりベースとして、情報共有について規定した条例が必要だと思う。参画協働条例には、情報共有に関する規定はあるのか。

○中西委員

- ・参画協働条例第 3 条第 4 項に規定されている。

○直田会長

- ・その規定は「参画と協働を推進するにあたって」というだけでなく、市の施策全体に適用される



べきものである。条例に規定されているということを他の部署にも示しながら、庁内啓発を進めることが必要だと思う。

### 報告3 西宮市行政経営改革基本方針に基づく条例及び取組等の見直しについて

#### ○事務局

- ・西宮市行政経営改革基本方針に基づく条例及び取組等の見直しについて説明。

### 4. 事務連絡

#### ○事務局

- ・任期が7月31日までのため、今回が今期最後の委員会となる。
- ・本委員会の委員を3期以上務められた梶副会長、横田委員に感謝状を贈呈。

### 5. 閉会

以 上